

(収納事務の委託)

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県計量法関係手数料のうち次の業務に係る手数料の収納業務  
計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第十六条第一項第二号イ  
の県知事が行う検定業務

法第十六条第三項の県知事が行う装置検査業務

法第十二条第一項の県知事が行う基準器検査業務

二 委託した収入の種類

法第十六条第一項第二号イの県知事が行う検定業務に係る手数料

法第十六条第三項の県知事が行う装置検査業務に係る手数料

法第十二条第一項の県知事が行う基準器検査業務に係る手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

一般社団法人岡山県計量協会

岡山県岡山市北区芳賀5301

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山県岡山市北区芳賀5301岡山県計量協会

五 委託の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで